

平成 28 年 6 月 22 日

障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書について

1 報告書作成までのスケジュール（案）

- 第 1 回、第 2 回検討会において、課題に対する対応策等についてご議論
- 報告書素案の事務局案を作成し、第 3 回検討会の事前に委員の皆様へ提示（メール送付）
- 第 3 回検討会（7 月 13 日（水）を予定）において、報告書素案の内容についてご議論
- 報告書案を作成し、委員の皆様へ提示（メール送付）。質問、意見をいただく場合は、メール又は電話により行う。
- 7 月末までに報告書作成。厚労省 HP で公表

2 報告書の構成（案）

- 表紙、目次、はじめに
- 在り方検討会開催要綱（委員の皆様の氏名等も記載）
- 障害者雇用をめぐる状況
- 障害者能開校等の現状
- 障害者能開校等の在り方（具体的な課題と対応策）

3 具体的な課題と対応策に関する議論のポイント

※ 下線部分は第 1 回検討会で委員から意見、指摘等があったことを表す。

(1) 訓練科目について

【課題①】「精神・発達障害者向け科目の拡充」

- ・ 障害校、一般校の障害者向けの訓練科目の中心は身体・知的障害者を対象にしたもの。
- ・ 求職者の最近の動向等（例：身体・知的向けの科目は充足率低下傾向）、精神・

発達障害者の求職件数が増加。ハローワークから精神・発達向けの訓練コースが不足との意見も。

- ・ 精神、発達障害者向けの科目の拡充が必要不可欠。
- ・ 訓練を経なくても就職する人が増えているのなら、現在のニーズを分析して訓練の中身を変えていく必要があるのではないかとの意見も。(身体等の科目を精神等の科目に振り替えるようなことも必要か。)

【課題②】「入校機会の多様化」

- ・ 1年訓練が多い上に入校月が4月当初であることが多いこと、年度途中で募集を行っている科が少ないことが、年度末離職者や年度初めの中途離職者等の入校阻害要因になっている可能性。
- ・ 入校機会を年に複数回設けるなどの柔軟な対応が必要か。
- ・ 東京障害校では、年4回の入校機会（4、7、10、1月）を設け訓練期間を6ヶ月とした年度またぎが可能な科目も設置されており好事例。多様な入校機会を全国の一般校に展開すべきとの意見も。
- ・ 体制拡充が必要か。(一定の予算措置が必要か)

【課題③】「精神障害者向けの導入訓練（短期訓練）の拡充」

- ・ 精神障害者等は、当初から6ヶ月、1年、2年といった長期期間の訓練を受講することが困難な場合がある。
- ・ 東京障害校の就業支援事務科（精神障害者等を対象とした3か月の導入訓練）は好事例。30年度以降は拡充も検討。
- ・ 東京障害校の導入訓練のような精神障害者向けの短期訓練の拡充が必要か。
- ・ 導入訓練実施に当たって体制拡充が必要か。(一定の予算措置が必要か)
- ・ 入校選考の基準を緩和すべきとの意見もあり、訓練開始当初の訓練時間を短くするなどの柔軟なカリキュラム設定も必要か。

【課題④】「特別支援障害者に対する個別支援」

- ・ 精神・発達障害者等は個別支援が必要。
- ・ 発達障害者は、障害特性にかんがみれば、精神障害者等とは区別して、個々の障害者特性に応じた個別支援も必要との意見も。

(2) 職業訓練指導員等の体制について

【課題①】「障害者訓練の指導員配置基準策定」

- ・ 障害校の職業訓練指導員の配置は、訓練生1人当たりの指導員数の配置基準が定められておらず、一般の職業訓練の基準を準用。このため、関係都道府県において、指導員等配置を拡充する検討が行いにくい。

【課題②】「教育関係機関等からの講師派遣」

- ・ 障害校及び一般校の障害者向けの訓練科目を担当する職業訓練指導員、講師等の体制については、予算や定員枠の問題から、体制拡充（増員）が困難な校が多い。地域における専修学校各種学校連合会等の教育関係機関から一時的に講師の派遣を受ける取組についての意見も。

【課題③】「寮における体制拡充」

- ・ 障害校は入寮することも想定しているが、寮における夜間等の緊急時の対応が体制的に困難である場合があるため、求職障害者が入寮を希望しても障害種別によっては入寮できないケースも。（舎監等の配置に係る予算措置が必要か）
- ・ 精神障害者の場合、入寮が適さない場合もあるとの意見もあり、入寮の可否は慎重に判断する必要も。

(3) 人材育成について

【課題①】「機構のサポート事業等の推進・拡充」

- ・ 身体障害者に対する訓練指導は、訓練科目に係る専門分野の技能を習得していれば適切に実施できても、精神・発達障害者等に対する訓練指導については、障害特性を十分理解しその障害特性に応じた指導技法の習得が必要。
- ・ 機構（中央校、吉備校）のサポート事業など研修の推進・拡充、目的意識を持った研修受講が必要か。

【課題②】「研修期間中の体制に関する課題」

- ・ 障害校、一般校の職業訓練指導員等が、機構のサポート事業等の受講を希望していても、当該事業を実施する間の代替要員がいないため、各校の訓練実施に影響を及ぼすことから、サポート事業等の円滑な受講に支障が生じる。（代替要員確保、それに伴う予算措置が必要か）

(4) 施設について

【課題①】「一般校における障害者向け訓練科目の拡充」

- ・ 障害校の所在地の関係、生活リズムが不安定な精神障害者等の通所に向かない面がある。
- ・ 一般校における障害者向けの訓練科目の拡充が必要か。拡充に当たっては、精神保健福祉士等の専門家を配置しそのサポートを受けながら職業訓練を受講できるようにすることが必要か。(一定の予算措置が必要か)

【課題②】「寮の個室利用化」

- ・ 障害校の寮の多くは二人以上の相部屋となっており、入寮する訓練生間でトラブルが発生することも。プライバシーの面から個室への入寮を望む声もある。
- ・ 二人以上の相部屋を一人部屋として利用することが考えられるが、安全管理上の問題もある。(監視サービスを利用した場合一定の予算措置が必要か)
- ・ 東京障害校においては、施設の建替えを機に、平成 30 年度に個室化する予定。

(5) 周知等について

【課題①】「障害校の訓練に係る周知」

- ・ 障害校は、設置都道府県以外に居住する求職障害者の入校も期待しているが、機構営校、東京障害校を除けば、県外出身割合は1割前後と低い。
- ・ 障害校の存在そのもの、訓練コースの内容等について、障害求職者やその家族等への周知が不足している可能性。
- ・ 精神障害者の入校割合が全般的に低い現状であるが、精神障害者、その家族に対しては、障害校でどのような訓練が実施されているか承知していない者が多いと考えられるとの意見も。
- ・ 精神障害者に対する周知については、診療所やクリニック等の医療機関との連携も必要との意見も。

【課題②】「ハローワーク職員の十分な理解」

- ・ 訓練の受講あっせんを行うハローワークにおいて、訓練の受講あっせんという選択肢を十分に検討しないまま、福祉施設等への職業紹介が行われている例が一部にある。
- ・ ハローワーク職員に対する周知が引き続き重要か。

【課題③】「関係機関と連携した周知の強化」

- ・ 障害者職業訓練（障害校、一般校の施設内訓練及び委託訓練）に関し、福祉施設等に対する周知や情報共有が各都道府県の運用に委ねられており、都道府県によっては十分な周知等が図られていない可能性。
- ・ 関係機関を参集した会議（既存会議を活用することもあり得る）において、周知を強化することが必要か。

(6) その他

ア. 各校の事情に応じた対応の必要性

- ・ 障害校、一般校の抱える課題については、共通のものが多いと考えられるが、一方で各校における求職障害者のニーズ、職業訓練指導員等の体制、施設の立地条件など異なることから、国が具体的な対応策を講じる際は、各校のニーズ把握を行うことが必要か。

イ. 関係機関との連携強化

- ・ 障害者に対する職業訓練の実施に当たっては、訓練の実施主体である都道府県及び各校と都道府県労働局、ハローワークが中心となって、地域における雇用、福祉、教育、医療、労使団体等の関係機関との連携・協力体制の構築が必要か。

ウ. 障害校における在職者訓練について

- ・ 企業側のニーズでは、在職障害者に対する職業訓練（在職者訓練）の充実も求められているところ。特に、就職した当時と周辺環境が大きく変わっている中高年齢層の在職障害者が増加していることを踏まえ、中高年齢層の在職障害者を対象とした在職者訓練の拡充が必要か。